

外国人等観光客の宿泊等マナー向上のための周知啓発委託業務 公募要領

本事業は、「令和 8 年 2 月定例府議会大阪府一般会計予算」が成立することを前提に事業化される、停止条件付の事業です。本事業に係る事業予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめ御了承ください。

大阪府では、令和 7 年度に外国人等観光客の宿泊施設におけるマナー向上のための啓発動画等を作成し、関西国際空港等で周知啓発を実施しました。

令和 8 年度は、令和 7 年度に作成したコンテンツを活用し、引き続き宿泊マナー向上に向けて啓発を実施します。この事業の実施について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名称

宿泊サービス向上等事業（宿泊等マナー向上のための周知啓発）

(1) 業務の趣旨・目的

大阪を訪問する外国人は、令和 7 年は 1,700 万人を超え過去最高となり（大阪観光局「来阪訪日外客数推計（1 月発表）より」、今後も多くの外国人が訪問すると見込まれる。

外国人等観光客が、衛生的で快適に府内の宿泊施設で滞在できることは、安全・安心な観光に寄与するとともにさらなる観光客の増加につながる。

一方、近年、ゴミや騒音など観光客と住民とのトラブルも発生しており、これらを防ぐためには、外国人等観光客に宿泊施設におけるマナーを知ってもらうことが必要なことから、令和 7 年度に作成したコンテンツを活用して府内の各場所で放映するなど、周知啓発を実施するとともに、実施する周知啓発の効果検証を行う。

(2) 業務概要

本事業で実施する業務は、以下のとおりとする。

- ・ 宿泊等マナー向上に向けた周知啓発
- ・ 宿泊等マナー向上の効果測定・検証

詳細は、仕様書を参照すること。

(3) 委託上限額

22,669 千円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

2 スケジュール

令和8年3月18日（水曜日）	公募開始
令和8年3月25日（水曜日）	説明会開催
令和8年4月1日（水曜日）	質問受付締切
令和8年4月17日（金曜日）	提案書類提出締切
令和8年4月24日（金曜日）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和8年5月	契約締結・事業開始
令和9年3月31日	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・

委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

- (1) 公募要領の配付及び応募書類の受付

ア 配付期間

令和8年3月18日（水曜日）から令和8年4月17日（金曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配付場所及び受付場所

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課生活衛生グループ

住 所：大阪府中央区大手前三丁目2-12

電話番号：06-6944-9910

ウ 配付方法

上記「イ 配付場所及び受付場所」で配付するほか、環境衛生課ホームページ
（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100090/kankyoeisei/accommodationservice2/accommodationservice2.html>）

からダウンロードできます。(郵送による配付は行いません。)

エ 受付期間

令和8年3月18日(水曜日)から令和8年4月17日(金曜日)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

ウ 応募金額提案書(様式3)

エ 事業実績申告書(様式4)

※過去(公募開始日以前5年以内)に実施した類似のプロモーション事業の実績に関し、本業務へ活用できる関連性を記載してください。特に実績がない場合は、その旨を記載し提出してください。

オ 共同企業体で参加の場合

共同企業体届出書(様式5)

共同企業体協定書(写し)(様式6)

委任状(様式7)

使用印鑑届(様式8)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9)

キ 定款又は寄付行為の写し(原本証明してください。)

ク ①法人登記簿謄本

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し（以下のうち、いずれか）

a 常用雇用労働者数が40人以上の事業主の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

b 常用雇用労働者数が40人未満の事業主の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(3) 応募書類の部数

① 正本：1部

- ・(2)に記載する書類全てを提出してください。
- ・共同企業体での参加の場合、カ～サについては、全ての構成員分の提出をお願いします。

② 副本：4部

- ・(2)に記載する書類のうち、イ～エの書類を提出してください。
- ・副本については、書類審査に用いるため、記名・押印をしないでください。また、提案者及び提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報等）を黒塗りするなどして、提出してください。

③ 電子媒体：1部

- ・(2)に記載する書類のうち、ア～エの電子媒体を提出してください。また、イ～エについては、記名・押印をしていない電子媒体を提出してください。
- ・DVD-R（又はBD-R）又は電子メール（電子メールアドレス：kankyoeisei-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp）により提出することとし、電子メールの場合は、受付期間内に電話（06-6944-9910）で受信の確認をお願いします。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）でもカラーでも可とします。

なお、プレゼンテーション審査は副本により行います。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本とも、1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子メール又は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。（添付書類を除く）

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「宿泊サービス向上等事業（宿泊等マナー向上のための周知啓発）」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和8年3月25日（水曜日） 午前10時から午前11時まで

(2) 開催場所

オンライン開催

（Microsoft Teamsを使用します。申込みいただいた方には別途視聴URLをご連絡します。）

(3) 申込方法

- ・電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。
※電子メールアドレス：kankyoeisei-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp
※件名に「【説明会申込：『宿泊サービス向上等事業』】と明記してください。
- ・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-9910）をお願いします。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）
※口頭、電話による申し込みは受け付けません。
※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。
- ・説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は、「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会への申込期限

令和8年3月24日（火曜日） 正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年4月1日（水曜日） 午後5時まで

(2) 提出方法

- ・電子メールにて受け付けます。
※電子メールアドレス：kankyoeisei-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp
※件名に「(事業者名) 宿泊サービス向上等事業 質問」と明記してください。
- ・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-9910）をすること。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）
※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。
- ・質問への回答は、環境衛生課ホームページに掲載し、個別には回答しません。
（掲載先 <https://www.pref.osaka.lg.jp/o100090/kankyoeisei/accommodationservice2/accommodationservice2.html>）

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査では、提出した企画提案書のみを使用して行ってください。（既に提出した企画提案書の差替え及び追加提出は認めません。）

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
周知啓発	・広報戦略について、知見やノウハウに基づく具体的な提案となっているか。 ・時期、期間、時間帯等が適切に設定されているか。	15点	30点
	・幅広い広報媒体を活用するなど効果的な広報戦略があるか。 ・提案内容は、実現性の高い提案内容となっているか。	15点	

効果 検証	・アンケート調査、行動観察、データ分析等の多角的な視点で効果検証する提案となっているか。		17 点	22 点
	・提案内容は、実現性の高い提案となっているか。		5 点	
独自 提案	周知啓発	・メインターゲットが視聴できる環境での周知啓発方法か。 ・実施する取組みによりマナー順守の促進につながる独創的な提案か。	15 点	20 点
	効果検証	マナー違反や課題の未然防止、行動変容につながった効果が測定できる手法となっているか。	5 点	
業務 遂行 能力	・業務を適正かつ確実に実施する体制及び能力等を有するか。 ・事業全体のスケジュールが妥当か。 ・本業務と類似した業務(広報業務や効果検証・分析業務)		15 点	
障がい 者 雇用	・常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。		3 点	
価格点	算定式 満点(10 点) × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格 (上記算定式で算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入する。)		10 点	
合計			100 点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を環境衛生課ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100090/kankyoeisei/accommodation-service2>)において公表します。応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順

- ③ 全提案事業者の評価点（うち、価格点、提案金額含む）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは

全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。